

北朝鮮のミサイル発射に抗議する決議

12月12日9時49分頃、我が国を含む国際社会が発射の自制を繰り返し強く求めてきたにもかかわらず、北朝鮮が「人工衛星」と称するミサイルを発射した。そして、このミサイルは10時1分頃、我が国、沖縄地方の上空を通過した。

今回の発射は、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射も行わないことを北朝鮮に義務づけた国連安保理決議や本年4月のミサイル発射の際に発出された安保理議長声明、2005年の六者会合共同声明に反するものであり、我が国を含む地域の平和と安定を損なう安全保障上の重大な挑発行為と言わざるを得ず、決して容認できるものではない。

よって、本県議会は、北朝鮮のミサイル発射に対し、遺憾の意を強く表明するとともに、厳重に抗議する。

政府におかれては、国連安保理の制裁の強化など、然るべく対応をとることを含め、米国、韓国、中国及びロシアとの協力を強化し、他の関係国や国際社会との連携をさらに進めるとともに、北朝鮮に対し、関連する安保理決議の即時かつ完全な履行を求めることを強く要請する。

以上、決議する。

平成24年12月19日

鹿 児 島 県 議 会